

## 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の一部改定にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

平成26年4月1日に施行された、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」（以下「法」という。）では、法施行日から6ヶ月以内に市町村が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を改定することとされています。

基本構想の改定にあたっては、県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」と整合を図る必要があることから、町の基本構想の改定手続は、神奈川県の基本方針が変更された平成26年6月30日以降に着手することとなりました。

また、法の規定により、基本構想改定（案）については、町農業委員会及び県央愛川農業協同組合へ意見照会しなければならないこと、さらには県知事と協議し、同意を得なければならないこととされております。

基本構想の改定については、愛川町自治基本条例第19条第1項第2号（個別行政分野に係る基本的な計画の策定又は改定）に該当し、パブリック・コメント手続の対象となりますが、上記の経緯によりパブリック・コメント手続を行う時間的な猶予がないことから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（迅速若しくは緊急を要するもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。